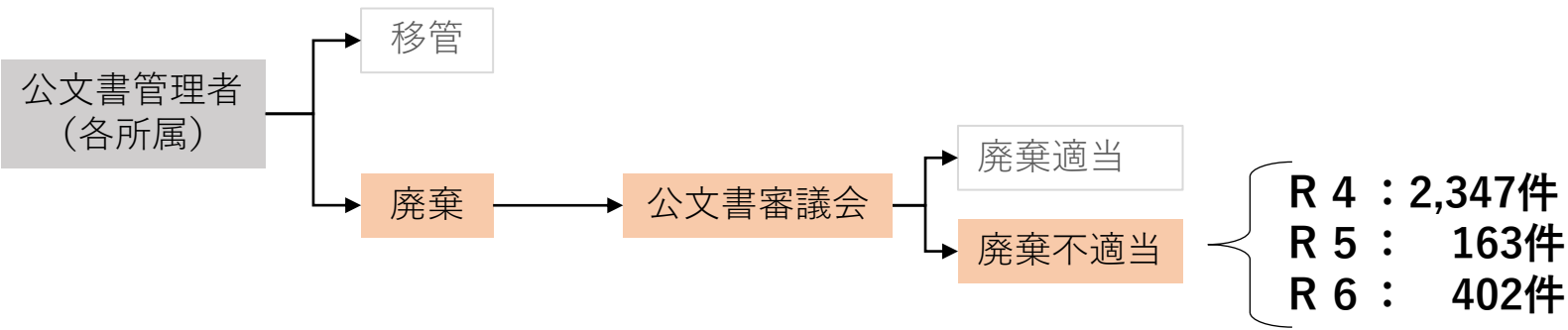


公文書審議会における 移管の判断基準

令和 7 年 4 月作成 情報公開・法務課

概要（当資料の位置付け）

令和4年度から施行された公文書管理条例に基づき、公文書を廃棄する際には公文書審議会の意見を聴かなければならないとされているところです。当審議会において、「廃棄不相当」とされた公文書については、移管（又は保存期間の延長）しなければなりません。



➡ 一定数が廃棄不相当との意見

公文書管理規程において、保存期間満了時の措置を示しているが、各所属では実際の運用の中で判断に迷う部分も多い

この資料は、過去の審議会での審議結果のうち「廃棄不相当」とされた主な項目をまとめ、各所属における移管（廃棄）判断の参考になればと作成しております。

当資料にまとめたのは大まかな項目の基本的な考え方ですので、具体的なファイル名等の審議結果の詳細は、別途「公文書審議会意見リスト」を参照してください。

項 目

No.	項目名	(公文書管理規程該当項目) ※		
1	計画関係	(別表第1 付表1 (2) ア)	・ ・ ・	スライド 4
2	議会関係 (答弁資料・委員会資料)	(〃 (2) ウ)	・ ・ ・	〃
3	予算関係	(〃 (6) ア)	・ ・ ・	〃
4	公共事業関係	(〃 (6) イ)	・ ・ ・	スライド 5
5	リニア関連会議	(〃 (6) イ)	・ ・ ・	〃
6	県有財産関係	(〃 (6) ウ)	・ ・ ・	〃
7	表彰関係	(〃 (6) エ)	・ ・ ・	〃
8	審議会 (審査会) 関係	(〃 (6) ケ)	・ ・ ・	スライド 6
9	国への要望関係	(別表第1 3 (1))	・ ・ ・	〃
10	農林被害報告関係	(〃 3 (3))	・ ・ ・	〃
11	元気づくり支援金関係	(〃 3 (3))	・ ・ ・	スライド 7
12	業務報告書 (年報) 関係	(〃 3 (3))	・ ・ ・	〃
13	新型コロナ関係	(別表第1 付表2)	・ ・ ・	〃

※知事部局の別表該当項目です。

1 計画関係

付表 1 (2) ア関係

本庁・・・原則**移管**（計画の進捗確認に関するもので、最終年度以外のものは廃棄）
現地・・・原則廃棄（**地域の意見を記録した文書がある場合は移管**）

【審議会意見：計画の策定過程やその評価は、県政を振り返る際の重要な資料】

2 議会関係（答弁資料・委員会資料）

付表 1 (2) ウ関係

議会（事務局）以外の文書は原則廃棄
（**新型コロナウイルス感染症対策室**（現:消防課）や**感染症対策課**（現:疾病・感染症対策課）の文書のうち、**新型コロナウイルス**に関連する答弁や委員会資料は**移管**）

【審議会意見：コロナ関連は政策単位の移管事項であるので、議会とは別に残すべき資料】

3 予算関係

付表 1 (6) ア関係

財政課以外の文書は原則廃棄
（予算編成に当たり、**県民の意見等を記録した文書（地域振興局予算等）がある場合は移管**）

【審議会意見：地域の意見を聞いているものは、県民に伝える価値の高い情報】

4 公共事業関係

付表1（6）イ関係

地域の現状図面や設計図面等が記載された文書は**移管**

【審議会意見：当時の地域の状況や技術等が分かる重要な資料】

5 リニア中央新幹線関連会議関係

付表1（6）イ関係

費用負担等の文書も含めて原則すべて**移管**

【審議会意見：県民の関心の高い事業であり、県民に伝える価値の高い情報】

6 県有財産関係

付表1（6）ウ関係

土地・建物の取得又は処分に関するものは**移管**

【審議会意見：県有財産に関する重要な検討経過等が記載された資料】

7 表彰関係

付表1（6）エ関係

表彰規則に基づくもので、**県報に登載**するものは**移管**

【審議会意見：顕著な効果をもたらしたものの一例として、県報登載する表彰を抽出】

8 審議会関係

付表1（6）ケ関係

議事録や答申が含まれるものは**移管**

【審議会意見：外部の委員等の検討過程や結果が分かる重要な資料】

9 国への要望関係

別表第1の3（1）関係

県の独自要望が記載されているものは**移管**

【審議会意見：県の課題や要望後の県の政策決定等が分かる重要な資料】

10 農林被害報告関係

別表第1の3（3）関係

鳥獣や害虫等による**各地域の被害状況が記録された文書**が含まれるものは**移管**
（野生鳥獣、松くい虫等）

【審議会意見：県内の被害の実態が分かる重要な資料】

11 元気づくり支援金関係

別表第1の3（3）関係

本庁・・・原則**移管**（事業の実施状況等がない庶務的な文書は廃棄可）
現地・・・原則廃棄

【審議会意見：地域の団体等が提案して実施する事業であり、当時の県民の活動が分かる重要な資料】

12 業務報告書（年報）関係

別表第1の3（3）関係

現地機関の報告書等・・・原則**移管**（歴史館に行政資料として提供している場合は廃棄）
国スポ（国体）等の報告書等・・・原則**移管**（当県に関わりの深い行事以外は廃棄）

【審議会意見：県機関の活動を裏付ける資料であり、当時の地域の課題等がまとまった重要な資料】

13 新型コロナ関係

付表2 関係（政策単位）

原則**移管**

（他所属からの通知等を綴った書類のみの場合は廃棄。また、**現地と本庁で同様の文書**がある場合（患者台帳等）は、**本庁の文書を移管**）

【審議会意見：原則はすべて移管すべきではあるが、主管しない通知や重複する資料は廃棄可とする】